



令和8年9月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和7年（行ウ）第20号、同第32号 地位確認等請求事件
口頭弁論終結日 令和8年6月2日

判 決

当 事 者 の 表 示

別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴え中、請求第1項の各請求のうち原告長澤薬品に係る部分並びに請求第2項及び第3項の各請求に係る部分をいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 原告らは、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることを確認する。

(予備的請求1)

原告らは、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、原告らにおいて医師の受診勧奨の必要がないと判断される場合には、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることを確認する。

(予備的請求2)

原告らは、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、原告らが経営する薬局に在籍する薬剤師において医師の受診勧奨の必要がないと判断される場合には、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることを確認する。

2 原告らは、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の広告を行うことができる地位にあることを確認する。

3 原告らは、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」、「忙しくて時間がないため病院に行けない人へ」、「時間の節約になる」、「医療用医薬品をいつでも購入できる」、「病院にかかるより値段が安くて済む」などの表現を用いて処方箋医薬品以外の医療用医薬品の広告をすることができる地位にあることを確認する。

4 被告は、原告長澤薬品に対し、[REDACTED]及びこれに対する平成29年12月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被告は、原告まゆみ薬局に対し、[REDACTED]及びこれに対する令和6年11月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

6 被告は、原告グランドヘルスに対し、[REDACTED]及びこれに対する令和6年9月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、薬局開設者である原告らが、一定の医薬品について①処方箋に基づく交付を原則とした上で処方箋に基づかずに交付する場合に医師の受診勧奨を要するなどするとともに②一般人を対象とする広告及び「処方箋がなくても買える」などの表現を使用して消費者に購入を促すことを禁止する旨の通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）の趣旨を逸脱したものであり、違憲無効であるとして、上記通知による制限なく上記医薬品の販売や広告を行うことができる地位にあることの確認を求めるとともに、被告が上記通知により上記医薬品の販売や広告を制限したことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとして同項に基づく損害賠償を請求する事案である（以下、第1の1の各請求を併せて「本件各販売地位確認請求」、同2及び3の各請求を併せて「本件各広告地位確認請求」、同4から6までの各請求を併せて「本件各国賠請求」という。）。

1 関係法令等の定め

(1) 薬機法上の医薬品の分類

ア 薬機法において、医薬品（2条1項に規定する医薬品のうち、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、
5 薬局医薬品（4条5項2号）、要指導医薬品（同項3号）及び一般用医薬品（同項4号）に大別される。

イ 要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」ということがある。）は、いずれも、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないのであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものとされている。そして、一般用医薬品等のうち、要指導医薬品は、4条5項3号
10 イからニまでに掲げる医薬品で、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する
15 ものとされ、一般用医薬品は、一般用医薬品等から要指導医薬品を除いたものとされている（同項3号、4号）。

ウ 薬局医薬品は、一般用医薬品等以外の医薬品であり（4条5項2号）、
薬局製造販売医薬品と医療用医薬品に分けられ、医療用医薬品は、処方箋
20 医薬品とそれ以外の医薬品に分けられる。

このうち、薬局製造販売医薬品は、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する医薬品（体外診断用医薬品を除き、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しない医薬品に限る。）である（薬機法2条17
25 項3号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令3条）。また、処方箋医薬品は、薬局開設者が処方箋の交付を受けた者以外の者に対して正当な理由なく販売し、又は授与してはならな

いものとして厚生労働大臣が指定する医薬品である（薬機法49条1項本文）。

- (2) 「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「**薬局医薬品通知**」という。）及び「処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について」（令和4年8月5日付け薬生発0805第23号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「**令和4年通知**」といい、薬局医薬品通知と併せて「**本件各通知**」という。）の概要

薬局医薬品通知の定めは、別紙2のとおりであり（甲2）、令和4年通知の定めは、別紙3のとおりである（甲3）。

本件各通知においては、処方箋医薬品以外の医療用医薬品について、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」（薬機法49条1項本文）がある場合を除き、処方箋に基づく交付が原則であり、上記の場合以外の場合における販売又は授与（以下「**販売等**」という。）は、一般用医薬品等の販売等による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られることとされ（薬局医薬品通知の第1の2、令和4年通知の1及び2(1)）、また、その場合においては、必要な受診勧奨を行った上で、販売等しなければならないとされている（薬局医薬品通知の第1の2、令和4年通知の2(2)ア）。

また、本件各通知においては、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含む全ての医療用医薬品について、需要者のみの判断に基づく選択がないよう、一般人を対象とする広告を禁止するものとされ（薬局医薬品通知の第3の4(1)及び令和4年通知の2(2)ス）、令和4年通知においては、「処方箋がなくても買える」などの表現を用いて処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であるとされている（令和4年通知の2(3)）。

- 2 前提事実（当事者間に争いがない事実、又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨に

より容易に認められる事実)

5 (1) 原告長澤薬品は、平成28年1月21日に設立された薬局の運営に関する業務等を目的とする株式会社であり、同年8月25日に開設許可を受け、東京都豊島区内において「池袋セルフメディケーション」を運営していた。池袋セルフメディケーションでは、処方箋の交付を受けていない者に対しても
10 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売が行われていたが、令和元年8月5日に薬局の廃止の届出がされた（なお、処方箋の交付を受けていない者に対して処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売することは「零売」（れいばい）、これを行う薬局は「零売薬局」と呼称されることがある。乙3〔4頁〕）。（甲19、乙18の2）

15 (2) 原告まゆみ薬局は、令和5年12月11日に設立された処方箋による調剤及び医療用医薬品の販売等を目的とする株式会社であり、福岡市博多区内において「まゆみ薬局」を運営している。まゆみ薬局では、処方箋の交付を受けていない者に対しても処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売が行われている。（甲20）

20 (3) 原告グランドヘルスは、令和2年10月14日に設立された薬局の経営、医薬品の販売等を目的とする株式会社であり、東京都台東区内において「Grand薬局上野店」を運営している。Grand薬局上野店では、処方箋の交付を受けていない者に対しても処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売が行われている。（甲21）

3 主たる争点及びこれに関する当事者の主張

本件の主たる争点は次のとおりであり、争点に関する当事者の主張は別紙4のとおりである。

- 25 (1) 本件各広告地位確認請求に係る地位の確認の利益の有無（争点1）
(2) 原告らが本件各販売地位確認請求に係る地位を有するか否か（争点2）
(3) 本件各通知が国家賠償法1条1項の適用上違法か否か（争点3）

(4) 原告らの損害の有無及び額（争点4）

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各広告地位確認請求に係る地位の確認の利益の有無）について

(1) 即時確定の利益

5 確認の訴えは、即時確定の利益がある場合、すなわち、現に原告らの有する権利又は法律上の地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り、許されるものである（最高裁昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁等参照）。

10 (2) 認定事実

後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、まゆみ薬局及びGrand薬局上野店の広告等に関し、以下の事実を認めることができる。

ア まゆみ薬局の広告等

まゆみ薬局のホームページには、遅くとも令和7年4月頃から、トップ
15 ページにおいて、冒頭に「まゆみ薬局は、さまざまな理由で病院を受診できずにお困りの方に『零売（れいばい）』という制度を利用してお薬を販売する新しい形の薬局です。」と記載され、その下には、まゆみ薬局で購入できる医薬品を説明する部分がある。その説明部分は、カラーで表記が
20 されるとともに本文部分よりも大きなフォントや図が用いられている。上記説明部分では、「まゆみ薬局で購入できる薬」との表題の下、まゆみ薬局で購入できる薬には「一般用医薬品」と「医療用医薬品」があり、医療用医薬品は「処方箋なしで購入できる薬」と「医師の診断と処方箋が必要な薬」に分かれ、前者は「当薬局で取り扱う薬（販売可）」であり「病院で処方されるものと同じ確かな品質と効果の薬」である旨の説明がされて
25 いる。また、トップページでは、「よくある質問」として「零売（れいばい）に関するFAQ」と記載され、「本当に病院でもらえる薬と一緒にす

か？」という質問に対する答えとして「はい、同じです。国内の病院や診療所、クリニックで処方される医療用医薬品を取り扱っています。」と記載されている。さらに、トップページの下部には、まゆみ薬局の説明が記載されており、その中で「まゆみ薬局について」との項目において「処方箋なしで病院と同じ薬が買える零売（れいばい）という新しい形態の薬局です。」との記載がされている。加えて、上記ホームページは、原告まゆみ薬局の設立当初から、検索サイトでの検索結果のタイトル（見出し）に「処方箋なしでお薬が買える」と表示されるように設計されている。これらの広告は、本件各通知による一般人を対象とした広告の禁止及び令和4年通知による広告等の表現方法の規制に抵触するものであったが、これまで原告まゆみ薬局が上記の広告について行政指導等を受けたことはない。

（乙1〔2～3枚目〕、19の1～3、20）

イ Grand薬局上野店の広告等

Grand薬局上野店のホームページには、令和2年10月頃から、トップページにおいて、「病院のお薬が処方箋なしでも市販で購入できる零売薬局になります。」、「零売薬局では、病院に行く時間がなかなか取れない時など、手短にお薬を処方箋なし市販で購入することができます。」、「当店は、従来の薬局とは異なり、処方箋なし市販でも病院のお薬が買える零売薬局になります。」などの記載が随所にされている。また、トップページでは、ページ冒頭部分の中央に「処方箋なしで買える薬と買えない薬について」との表題でカラーの枠が設けられ、その中で、①医療用医薬品は処方箋医薬品と非処方箋医薬品とに分かれ、それぞれが約7500種類あること、②非処方箋医薬品は「処方箋がなくても販売できるお薬」であり「当店で販売できるお薬」であることが説明されている。さらに、検索サイトでの検索結果のタイトル（見出し）に「処方箋なし市販でお薬が買える」と表示されるように設計されている。加えて、Grand薬局上

野店が入る建物には道路に突出した形で同店の看板が設置されており、その看板には「処方せんがなくても病院のお薬が買えます」との記載がある。これらの広告、本件各通知による一般人を対象とした広告の禁止及び令和4年通知による広告等の表現方法の規制に抵触するものであったが、原告グランドヘルスが上記の広告について行政指導等を受けたことはない。

(乙20、21の1～3)

(3) 検討

ア 原告長澤薬品について

原告長澤薬品は令和元年8月5日に池袋セルフメディケーションの廃止の届出をしたことが認められるところ（前記前提事実(1)）、薬局の廃止は休止と異なり再開を予定しないものである（薬機法10条1項）。そして、原告長澤薬品がその他の薬局を開設して処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売し、又は販売する予定である旨の主張立証もない。そうだとすれば、原告長澤薬品については、本件各広告地位確認請求に係る地位に関する紛争は抽象的なものにとどまるというべきであり、同原告の有する権利又は法律上の地位に対する現在の具体的な危険又は不安を除去するために本件各広告地位確認請求に係る地位を確認することが必要であるとは認められない。

イ 原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスについて

(ア) 薬機法は、66条において医薬品等の名称、効能、効果等に関して虚偽又は誇大な記事を広告することなどを禁止しているものの、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の広告を行うことを禁ずる規定や、その広告に当たって「処方箋がなくても買える」などの表現を用いることを禁ずる規定は見当たらない。そうすると、原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスは、本件各広告地位確認請求に係る地位を有するものといえ、被告も以上のことを争っていない。また、本件各通知は、各大臣が、その担

任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、その事務の運営その他の事項について適切と認めるものについて行う技術的な助言（地方自治法245条の4）であり、上記原告らの法的地位に直接の影響を及ぼすものではない上、上記原告らは、本件各通知に反する広告を行ったとして行政指導等を受けたこともない（前記(2)）。これらのことからすれば、上記原告らの有する権利又は法律上の地位に対する現在の具体的な危険又は不安が存在するとは認められない。

仮に、原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスにおいて、本件各通知により行政指導を受ける可能性があり、上記原告らの有する権利又は法律上の地位に対する危険又は不安が一定程度認められるとしても、被告は上記原告らが本件各広告地位確認請求に係る地位を有することを争っていないこと、後記3(4)及び(5)のとおり、本件各通知のうち広告等の規制に関する部分が薬機法の趣旨に適合するものであることに鑑みれば、本件各通知に基づく行政指導は、上記原告らが本件各広告地位確認請求に係る地位を有することを前提とした上で医療用医薬品の広告について薬機法の趣旨に適合するように自制を促すものにすぎないというべきであるから、本件各広告地位確認請求に係る地位が判決で確認されたからといって、本件各通知を根拠とする行政指導が許されなくなるものではない。そうすると、これらの危険又は不安を除去するため確認判決を得ることが必要かつ適切であるとも認められない。

(イ) 原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスは、令和4年通知による広告等の表現方法の制限があるためにこれに反しないようホームページなどでの広告を最小限にとどめざるを得なくなっており、本件各広告地位確認請求について確認の利益が認められる旨主張するので、以下検討する。

a 原告まゆみ薬局について

原告まゆみ薬局は、令和4年通知による広告等の表現方法の規制に

反しないよう、①ホームページ上の「処方箋がなくても買える」旨の記載を最小限の範囲にとどめ、②広告のために公開している動画でも謙抑的な表現しかできなくなっているなどと主張する。

しかしながら、まゆみ薬局のホームページでは、アクセス制限のないトップページにおいて、①医療用医薬品が「処方箋なしで購入できる薬」と「医師の診断と処方箋が必要な薬」に二分され、前者は「当薬局で取り扱う薬（販売可）」であり「病院で処方されるものと同じ確かな品質と効果の薬」である旨を説明しており、その説明部分は、カラーで表記されるとともに本文部分よりも大きなフォントや図が用いられていること、②まゆみ薬局が「処方箋なしで病院と同じ薬が買える零売（れいばい）…薬局です」などの記載が複数箇所に行われていることなどが認められる（前記(2)ア）。これらの表現は、まゆみ薬局において一般的に処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できることを内容とするものであり、令和4年通知に反するものであることは明らかである上、閲覧者の注意を引く態様で行われていることからすると、「処方箋なしで処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できる」旨のホームページでの記載が、令和4年通知に反しないように最小限の範囲にとどめたものとは認め難い。

そして、原告まゆみ薬局が広告のために公開している動画では「処方箋がなくても買える」旨が明示されていないことは認められるが（甲15、16）、上記のようなホームページでの表現の内容や態様に照らすと、上記動画の表現が、令和4年通知に反しないよう謙抑的なものとしたものであるとは認められない。

以上によれば、原告まゆみ薬局の上記主張は採用することができない。

b 原告グランドヘルスについて

原告グランドヘルスは、令和4年通知による広告等の表現方法の規制のために「処方箋がなくても買える」などの点をホームページ上で目立たないように掲載せざるを得ないと主張する。

しかしながら、Grand薬局上野店のホームページでは、トップページにおいて、「病院のお薬が処方箋なしでも市販で購入できる零售薬局になります。」などの記載が随所にされているほか、トップページ冒頭部分の中央には、「処方箋なしで買える薬と買えない薬について」との表題でカラーの枠が設けられ、その中で、医療用医薬品が処方箋医薬品と非処方箋医薬品に分かれ、非処方箋医薬品は「処方箋がなくても販売できるお薬」であり「当店で販売できるお薬」であることが説明されていること、道路に突出した形で設置された看板に「処方せんがなくても病院のお薬が買えます」と記載されていることなどが認められる（前記(2)イ）。これらの表現は、Grand薬局上野店において一般的に処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できることを内容とするものであり、令和4年通知に反するものであることは明らかである上、閲覧者等の注意を引く態様で行われているものであるから、原告グランドヘルスが令和4年通知による広告等の表現方法の規制のために「処方箋なしで処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できる」旨の表現を目立たないものとしているとは認められない。

以上によれば、原告グランドヘルスの上記主張は採用することができない。

(ウ) 原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスは、本件各通知のために医薬品の一次卸会社から、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売しているとの理由で取引を拒絶されているから本件各広告地位確認請求について確認の利益が認められる旨主張する。

しかしながら、上記原告らの主張を前提としても、医薬品の一次卸会社の取引拒絶は上記原告らが処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売していることを理由とするものであり、本件各通知に反する広告を行っていることを理由とするものではないから、上記原告らの主張する事実をもって本件各広告地位確認請求の確認の利益を基礎づけるものということとはできない。

(エ) 以上のとおり、原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスについても、その有する権利又は法律上の地位に対する現在の具体的な危険又は不安を除去するために本件各広告地位確認請求に係る地位を確認することが必要かつ適切であるとは認められない。

(4) 小括

以上によれば、原告らの本件各広告地位確認請求に係る地位の確認の利益（即時確定の利益）を認めることはできず、本件各広告地位確認請求に係る訴えは、いずれも不適法であるといわざるを得ない。

2 争点2（原告らが本件各販売地位確認請求に係る地位を有するか否か）について

原告長澤薬品については、前記1(3)アと同様の理由により、本件各販売地位確認請求に係る地位の確認を求める利益が認められないことから、その確認を求める訴えは却下を免れない。そこで、以下、その余の原告らの請求について検討を加える。

(1) 医療用医薬品の販売等における処方箋の要否について

ア 薬機法は、処方箋の交付を受けた者以外の者に対し正当な理由なく処方箋医薬品の販売等を行ってはならない旨規定する（49条1項本文）一方で、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行うことについては何らの定めも置いていない。

しかし、医薬品は、治療上の効能、効果と共に何らかの有害な副作用が

生ずる危険性を有するのであるから、その使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止する（薬機法1条）という観点からは、専ら需要者（疾病の診断、治療又は予防に用いるため医薬品を必要とする一般の生活者）の選択によるのではなく、疾病の内容や程度、医薬品の効能や副作用のリスク等に関する専門的知見に基づいて使用されることが相当であることは論をまたない。

もともと、薬機法は、医薬品の効能及び効果は様々であり、その中には保健衛生上のリスクが高くないものもあることなどから、需要者の利便性等を考慮し、医薬品を、薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品に大別した上、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものを要指導医薬品又は一般用医薬品としたものと解される（前記関係法令等の定め(1)イ）。そうすると、一般用医薬品及び要指導医薬品以外の医薬品である薬局医薬品は、その効能及び効果において人体に対する作用が著しく、保健衛生上のリスクが高いものであり、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、需要者の選択によらず、原則として、上記のような専門的知見に基づいて使用されることを前提とするものと解するのが相当である。

そこで、薬局医薬品が薬剤師の専門的知見に基づいて使用されることが許容されるかについて検討するに、**医師等**（医師及び歯科医師をいう。以下同じ。）は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には処方箋を交付しなければならないものとされ（医師法22条及び歯科医師法21条）、薬剤師が販売等の目的で調剤する場合には医師等の処方箋によるものとされていること（薬剤師法23条）からすると、疾病の内容や程度を判断した上で薬剤の効能や副作用のリスク等を踏まえて薬剤による治療方法を決定することは、医師等において行い、薬剤師は

その決定内容が記載された処方箋により調剤を行うことが通常想定されていると解される。

そして、医師法 17 条及び歯科医師法 17 条は、無資格者による医業及び歯科医業を禁止し、医師等に医行為及び歯科医行為（以下「**医行為等**」という。）を独占させることにより保健衛生上の危険を防止しようとする趣旨であると解されるが、この医行為等とは、医療及び歯科医療並びに保健指導に属する行為のうち、医師等が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為をいうものと解される（最高裁令和 2 年 9 月 16 日第二小法廷判決・刑集 74 卷 6 号 581 頁参照）。そうであるところ、疾病の内容や程度を判断した上で薬剤の効能や副作用のリスク等を踏まえて薬剤による治療方法を決定する行為は、高度の医学的知識と技能を要するものであり、医師等が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれがあるものといえ、医行為等に該当すると解される。そうすると、薬剤師が医師等の処方箋によらずに薬局医薬品の販売等を行うことは、実質的に医行為等に該当する行為を行うものであって、保健衛生上の危害を生ずるおそれがあり、法令上の特別の定めがない限り、許容されないものというべきである。

以上のような薬局医薬品の特質、医師法及び歯科医師法における医師等の役割等に照らすと、薬局医薬品の販売等は、原則として医師等の処方箋により行われることを要するというべきである。

イ 原告らは、薬機法が、処方箋の交付を受けた者以外の者に対し正当な理由なく処方箋医薬品の販売等を行ってはならない旨規定する（49 条 1 項本文）一方で、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行うことについては何らの定めも置いていないのは処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等には処方箋の交付を要しないとする趣旨であると考えられるなどとして、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等に当たっては処方箋の交

付を要しない旨主張する。

しかしながら、薬機法49条1項本文は、薬局医薬品のうち特に保健衛生上のリスクが高いもの（処方箋医薬品）につき、その販売等を罰則を伴う形で特に厳格に規制する趣旨に出たものと解されるから、この規定から直ちに薬機法が処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等につき処方箋の交付を要しないとする趣旨であると解することはできない。

ウ 原告らは、薬局医薬品は、要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品であり、その中には、薬剤師の判断により販売等が行われるものも含まれること、薬剤師は、薬学・薬事衛生の専門家であり、処方箋医薬品以外の医療用医薬品のうち、一般用医薬品等と有効成分が同一であるものについては、薬剤師による対面での情報提供や指導が行われれば保健衛生上のリスクは防止されるから、医療用医薬品の販売等が原則として医師等の処方箋により行われることを要するということとはできないなどと主張する。

しかしながら、一般用医薬品等と有効成分が同一の医療用医薬品であっても、そのことから直ちに当該医療用医薬品の販売等が医師等の判断による必要がないということとはできない。例えば、原告らが例として挙げる①「メジコン錠15mg」（処方箋医薬品以外の医療用医薬品）は、1錠中にデキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物15mgを含有する点で②「メジコンせき止め錠Pro」（一般用医薬品）と有効成分が同一であるが（乙7、9）、上記①の効能・効果は「感冒、急性気管支炎、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺炎、肺結核、上気道炎（咽喉頭炎、鼻カタル）」に伴う咳嗽及び「気管支造影術および気管支鏡検査時の咳嗽」とされ、用法・用量は「通常、成人にはデキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物として1回15～30mgを1日1～4回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。」とされている（乙7）。このように医薬品の効能及び効果には様々なものがある上、その用法及び用量も疾病の内容や程

度等に応じて異なり得るのであって、これらを選択決定する行為は、医師等が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれがあるものであり、医行為等に該当するものと解されるから、その販売等は医師等の判断に基づくものであることを要するというべきである。

5 この点、上記①と有効成分が同一である上記②の効能・効果は単に「せき」とされ、用法・用量は、成人（15歳以上）につき1回2錠、1日3回、15歳未満には服用させないこととされているが（乙9）、これは、薬剤師の情報提供等に基づく需要者の選択により医薬品の適正使用が確保されるように当該医薬品の効能・効果、対象者、用法・用量を設定したものに
10 とどまると解されるのであり、上記②の医薬品の存在をもって同一の有効成分の医療用医薬品の販売等が医師等の判断に基づくことを要しないということとはできない。

 以上のとおり、処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、たとえ一般用医薬品等と有効成分が同一であるものであっても、その販売等に当た
15 って医行為等に該当する行為を伴うものであり、医師等の判断に基づかなければ保健衛生上危害を生ずるおそれがあるというべきであるから、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 本件各販売地位確認請求に係る法的地位の有無について

 本件各販売地位確認請求は、①処方箋の交付を受けていない者に対し、や
20 むを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことができる地位にあることを前提として、②当該分割販売において常に又は一定の場合に医師の受診勧奨を行うことを要しない地位にあることの確認を求めるものと解される。そうすると、上記①の地位が認められない以上、医師の受診勧奨の要否について判断するまでもなく、原告長澤薬品以外の原告らが本件各販売地位確認請求において確認を求
25 める法的地位は、いずれも認められないというほかない。

なお、事案に鑑み、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行う場合における医師の受診勧奨の要否等について検討すると、薬局開設者は、薬局医薬品の販売等を行う場合には、その薬局において医薬品の販売等に従事する薬剤師に必要な情報提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせるものとされ（薬機法36条の4第1項）、その内容として、必要に応じて医師等の診断を受けることを勧めさせなければならないとされている（薬機法施行規則158条の8第1項7号）。これらの各規定の内容からすると、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行う場合において常に医師等による受診勧奨を要しないということとはできないし、医師等の受診勧奨の要否の判断を薬局開設者が行うとすることもできない。

(3) 小括

以上によれば、原告長澤薬品以外の原告らが本件各販売地位確認請求において確認を求める法的地位は、いずれも認められない。

3 争点3（本件各通知が国家賠償法1条1項の適用上違法か否か）について

原告らは、①本件各通知のうち、(a)処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等について、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」（薬機法49条1項本文）がある場合を除き、処方箋に基づく交付が原則であり、例外として一般用医薬品等の販売等による対応を考慮したにもかかわらずやむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限り処方箋に基づかずに交付することが許されるとする部分、(b)処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等において常に受診勧奨を行うことを要するとする部分及び(c)処方箋医薬品以外の医療用医薬品について一般人を対象とする広告を禁止する部分並びに②令和4年通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品について「処方箋がなくても買える」などの表現を使用して消費者等に購入を促すことを規制する部分について、上記の各部分が薬機法に反するものである上、①(a)及び(b)の部分が憲法22条1項に、②の部分が憲法21条1項にそれぞれ反するものであるから、本件各通知は国家賠

償法1条1項の適用上違法である旨を主張する。以下、原告の主張について検討する。

(1) 判断枠組み

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う旨規定するものであり、公権力の行使に当たる公務員の行為に同項にいう違法があったとの評価を受けるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要であると解される（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。

(2) 処方箋に基づく交付を原則とする部分（上記①(a)の部分）について

ア 前記2(1)アのとおり、⑦薬機法は、薬局医薬品がその効能及び効果において人体に対する作用が著しく保健衛生上のリスクが高いものであることから、薬局医薬品の使用による保健衛生上の危害の発生及び防止を図るため、薬局医薬品を需要者の選択によらず専門的知見に基づいて使用されるべきものと位置付けていること、④医師法及び歯科医師法上、薬剤による治療は、医師等の処方箋により行うものとされており、医師等のみが行い得る医行為等に該当すると解されることなどからすると、薬機法は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても医師等の処方箋により販売等が行われることを原則としているものと解される。そして、このような薬機法等の趣旨からすると、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」（薬機法49条1項本文）がある場合を除き、処方箋によることなく処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行うことができるのは、当該販売等が実質的な医行為等を伴わないものであって、医療用医薬品の保健衛生上のリスクを考慮してもその販売等を行う必要性、緊急性が高い場合などの極め

て例外的な場合に限られるものと解される（例えば、医師等による診断が既にされ、それに基づく処方箋による調剤を従前から行っている患者から、不測の事態により医薬品が不足する状態となったとの申告を受け、従前と同内容の医薬品を販売する場合などが考えられる。）。

5 本件各通知の上記①(a)の部分は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」（薬機法49条1項本文）がある場合を除き、処方箋に基づく交付が原則であり、それ以外の販売等は、一般用医薬品等の販売等による対応を考慮したにもかかわらずやむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られるとするものであるところ、その趣旨は前記の薬機法等の趣旨（㉔及び㉕）と同一であると解される上、本件各通知の上記①(a)の部分が処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等について薬機法よりも厳格な規制を予定したものとは解されない。

10 そうだとすれば、本件各通知の上記①(a)の部分は、薬機法に反するものとはいえない。

15 イ また、薬局医薬品の使用による保健衛生上の危害の発生及び防止を図るという目的が公共の福祉に合致するものであることは明らかであるし、薬局医薬品はその効能及び効果において人体に対する作用が著しく、保健衛生上のリスクが高いものであることに鑑みれば、その適正な使用を確保するためにその販売等を規制する必要性は高い。そして、薬局医薬品の適正な使用を確保するためには、疾病の内容や程度を判断した上で薬剤の効能や副作用のリスク等を踏まえて薬剤を選択しその用法・用量を決定するなどの行為を適切に行う必要があり、このことからすると、薬局医薬品の販売等を高度の医学的知識と技能を有する医師等の判断に基づくものとする

20

25 ことは合理的なものといえる。他方で、本件各通知の上記①(a)によっても、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を処方箋の交付を受けた者

に対して行うことは何ら制限されないものであるから、原告らの営業の自由に対する制約が過度に大きなものであるとまではいえない。これらのことからすれば、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても処方箋に基づく交付を原則とし、例外的に、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」

5 (薬機法49条1項本文)がある場合のほか、一般用医薬品等の販売等による対応を考慮したにもかかわらずやむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限って処方箋に基づかずに販売等を行うことを許容するという制限を課すことには相応の合理性があるといえる。

これらの点に照らせば、本件各通知の上記①(a)の部分が憲法22条1項
10 に反するということはできない(なお、医療用医薬品から一般用医薬品等への転用もあり得るため、個別具体的な医療用医薬品につきこうした転用をしないことが営業の自由に対する制約となる余地はあるが、それは本件各通知の合憲性とは別の問題である。))。

ウ 以上によれば、本件各通知の上記①(a)の部分を定めたことが公務員の職務上の法的義務に違背するものとは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

(3) 受診勧奨を要するものとする部分(上記①(b)の部分)について

ア 薬機法は、薬局医薬品がその効能及び効果において人体に対する作用が著しく、保健衛生上のリスクが高いものであることから、薬局開設者は、
20 その販売等に当たり、薬剤師に必要な情報提供と薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないとし(36条の4第1項)、薬機法施行規則は、上記の情報提供及び指導の1つとして「必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること」を定めている(158条の8第7号)。本件各通知の上記①(b)の部分は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品について、必要な受診勧奨を行った上で販売等を行わなければならない旨を定めるものであるが、本件各通知の上記①(b)の部分は、その文理か
25

らすると、常に受診勧奨を行うことを要するものではなく、必要に応じて受診勧奨を行うことを要する旨を定めるものであることは明らかである。そうすると、本件各通知の上記①(b)の部分は、薬機法及び薬機法施行規則の定めるところと同趣旨に基づくものと解され、これらに反するものではない。

イ また、前記アのとおり、本件各通知の上記①(b)の部分は、薬機法及び薬機法施行規則と同趣旨に基づくものであり、医療用医薬品の適正使用を確保し、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止することを目的とするものと解されるところ、こうした目的が公共の福祉に合致するものであることは明らかであるし、医療用医薬品はその効能及び効果において人体に対する作用が著しく、保健衛生上のリスクが高いものであることに鑑みれば、その適正な使用を確保するためにその販売等を規制する必要性は高い。そして、医療用医薬品の適正な使用を確保するためには、疾病の内容や程度を判断した上で薬剤の効能や副作用のリスク等を踏まえて薬剤を選択しその用法・用量を決定するなどの行為を適切に行う必要があり、このことからすると、やむを得ず処方箋に基づかずに処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行わざるを得ない場合においても、販売等の相手方に対し必要に応じて受診勧奨を行い医師等による判断を受けるよう促すことを要するとは合理的であるといえる。他方で、受診勧奨は必要に応じて行えば足りるのであり、販売等に対する制約の程度が大きいものとはいえない。これらのことからすると、上記の目的を達成するための手段として、必要に応じて受診勧奨を行うという制限を課すことには相応の合理性がある。これらの点に照らせば、本件各通知の上記①(b)の部分が憲法22条1項に反するということはできない。

ウ 以上によれば、本件各通知の上記①(b)の部分を定めたことが公務員の職務上の法的義務に違背するものとは認められず、国家賠償法1条1項の適

用上違法であるということとはできない。

(4) 一般人を対象とした広告を禁止する部分（上記①(c)の部分）について

ア 本件各通知の上記①(c)の部分は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含む全ての医療用医薬品について一般人を対象とする広告を禁止するものである（前記関係法令等の定め(2)）ところ、原告らは、薬機法には誇大広告等を禁ずる旨の規定（66条1項及び同条2項）が置かれているのみであり、その他の広告は禁じられていないのであるから、本件各通知の上記①(c)の部分は薬機法に反するものである旨主張する。

しかしながら、薬機法は、上記各規定に定められた広告を罰則を伴う形で明確かつ厳格に規制しているものの（85条4号、90条2号）、その他の態様による広告が可能である旨を明示する規定を設けていないから、本件各通知の上記①(c)の部分が薬機法の規定に明確に相反するものであるとはいえない。

そして、前記2(1)アのとおり、薬局医薬品はその効能及び効果において人体に対する作用が著しく、保健衛生上のリスクが高いものであり、薬機法は、このような薬局医薬品の特質に鑑み、医薬品の適正な使用を確保し、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、医療用医薬品の販売等は、原則として医師等の処方箋により行われることを要し薬剤師の判断のみで行うことはできないとしていると解される。にもかかわらず、薬局開設者が医療用医薬品について一般人を対象とする広告を行えば、一般消費者において、処方箋の交付を受けずに直接当該薬局を訪れても適法に医療用医薬品を購入することができるものと誤信し、自ら又は薬剤師の判断のみで医療用医薬品を使用する事態が広く生じかねず、上記の薬機法の趣旨を没却することとなる。本件各通知の上記①(c)の部分は、このような事態を防ぎ、上記の薬機法の趣旨を十全なものとしようとしたものと解される。

また、広告は飽くまで販売のための手段であり、広告自体を目的とするものではないことに照らせば、薬局開設者において、販売が可能な範囲以上の広告を行う必要はもとよりないはずである。もちろん、本件各通知によっても、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」（薬機法49条1項本文）がある場合や、「やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合」

（前記(2)）には、処方箋によらずに医療用医薬品を販売することは可能であるが、そのような例外的な場合に販売することができる旨を一般的に広告する必要性はそれほど高くない。他方で、例外的な場合に限っても一般人を対象とした医療用医薬品の広告を許容することで一般消費者において処方箋の交付を受けずに適法に医療用医薬品を購入することができるものと誤信する事態が生ずる可能性を否定することができず、医療用医薬品が保健衛生上のリスクが高いものであることからすれば、上記のような事態を可及的に防止する必要性は高い。そうだとすれば、本件各通知の上記①(c)の部分による実質的な制限の程度は極めて限定的なものであり、その必要性も高いといえることができる。

イ 以上のとおり、本件各通知の上記①(c)の部分は、薬機法上の規定と明確に相反するものではなく、薬機法の趣旨に適合するものであると認められる（なお、原告らは本件各通知の上記①(c)の部分が憲法21条1項に違反する旨を主張するようにも見えるところ、前記アに説示した本件各通知の上記①(c)の部分の目的が公共の福祉に合致することは明らかであり、その規制内容もその目的を達成するための手段として必要かつ合理的なものといえることができるから、本件各通知の上記①(c)の部分が憲法21条1項に反するということもできない。）。

ウ これらのことからすると、本件各通知の上記①(c)の部分を定めたことが公務員の職務上の法的義務に違背するものとは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。



(5) 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を促す表現の規制（上記②の部分）について

ア 令和4年通知の上記②の部分は、「処方箋がなくても買える」などの表現を用いて処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であるとするものである。

しかしながら、薬機法は、医薬品等の名称、効能、効果等に関して虚偽又は誇大な記事を広告することを罰則を伴う形で明確かつ厳格に規制しているものの（66条、85条4号、90条2号）、その他の態様による広告が可能である旨を明示する規定を設けていないから、本件各通知の上記②の部分が薬機法の規定に明確に相反するものであるとはいえない。

そして、薬局開設者が処方箋医薬品以外の医療用医薬品について「処方箋がなくても買える」などの表現を使用して消費者等に購入を促した場合には、前記(4)アで述べたような一般人を対象にして広告を行った場合と同様の事態が生ずるおそれがあるのであり、令和4年通知の上記②の部分も、そのような事態を防ぎ、医療用医薬品の販売等は原則として処方箋により行われることを要するとして保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止しようとした薬機法の趣旨を十全なものにしようとしたものと解される。

また、処方箋によることなく処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行うことができるのは、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」

（薬機法49条1項本文）がある場合のほかは、極めて例外的な場合に限られるのであるから、そのような限定なしに一般的に購入することができるかのような表現を使用して購入を促す必要はないし、そうした表現は不正確でもある。このような不必要かつ不正確な表現がされると、一般消費者において容易に処方箋の交付を受けることなく医療用医薬品を購入することができるものと誤信する事態が生ずる可能性があり、医療用医薬品が保健衛生上のリスクが高いものであることからすれば、上記のような事態

を可及的に防止する必要性は高い。

イ 以上のとおり、令和4年通知の上記②の部分は、薬機法上の規定と明確に相反するものではなく、薬機法の趣旨に適合するものであると認められる。そして、前記アに説示した令和4年通知の上記②の部分が公共の福祉に合致することは明らかであり、その規制内容もその目的を達成するための手段として必要かつ合理的なものといえることができるから、令和4年通知の上記②の部分が憲法21条1項に反するということもできない。

ウ これらのことからすると、令和4年通知の上記②の部分を定めたことが公務員の職務上の法的義務に違背するものとは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

(6) まとめ

以上によれば、本件各国賠請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

4 結論

よって、本件訴え中、本件各販売地位確認請求のうち原告長澤薬品に係る部分及び本件各広告地位確認請求に係る部分はいずれも不適法であるからこれらを却下し、原告らのその余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官

角谷昌毅

裁判官

金森陽介



5

裁判官

雨宮竜太



(別紙1)

当事者目録

東京都豊島区南長崎1丁目13番1号グリーンハイツ303号

5 原 告 株式会社長澤薬品
(以下「原告長澤薬品」という。)

同代表者代表取締役 長 澤 育 弘

福岡市博多区博多駅東1丁目11番15号博多駅東ロビル1F

10 原 告 まゆみ薬局株式会社
(以下「原告まゆみ薬局」という。)

同代表者代表取締役 山 下 吉 彦

東京都港区浜松町2丁目2番15号浜松町ダイヤビル2F

15 原 告 Grand Health株式会社
(以下「原告グランドヘルス」という。)

同代表者代表取締役 箱 石 智 史

上記3名訴訟代理人弁護士 西 浦 善 彦

平 裕 介

佐々木 悠 太

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

20 被 告 国

同代表者法務大臣 山 下 貴 司

同指定代理人 増 原 英 司

小 西 俊 輔

門 脇 奈 樹

山 下 雄 大

阿 部 譲



坂庭良太郎

以上

(別紙2)

「薬局医薬品の取扱いについて」(平成26年3月18日付け薬食発0318
第4号厚生労働省医薬食品局長通知)

「第1 処方箋に基づく販売

1. 処方箋医薬品について

(1) 原則

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、正当な理由なく、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して処方箋医薬品を販売した場合については、罰則が設けられている。

(2) 正当な理由について

新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、患者(現に患者の看護に当たっている者を含む。)に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合

② 地方自治体の実施する医薬品の備蓄のために、地方自治体に対し、備蓄に係る処方箋医薬品を販売する場合



- ③ 市町村が実施する予防接種のために、市町村に対し、予防接種に係る
処方箋医薬品を販売する場合
- ④ 助産師が行う臨時応急の手当等のために、助産所の開設者に対し、臨
時応急の手当等に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- 5 ⑤ 救急救命士が行う救急救命処置のために、救命救急士が配置されてい
る消防署等の設置者に対し、救急救命処置に必要な処方箋医薬品を販売
する場合
- ⑥ 船員法施行規則第53条第1項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え
付けるために、船長の発給する証明書をもって、同項に規定する処方箋
10 医薬品を船舶所有者に販売する場合
- ⑦ 医学、歯学、薬学、看護学等の教育・研究のために、教育・研究機関
に対し、当該機関の行う教育・研究に必要な処方箋医薬品を販売する場
合
- ⑧ 在外公館の職員等の治療のために、在外公館の医師等の診断に基づ
15 き、当該職員等(現に職員等の看護に当たっている者を含む。)に対し、
必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑨ 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第12条第1項に
規定する業として行う臓器のあっせんのために、同項の許可を受けた者
に対し、業として行う臓器のあっせんに必要な処方箋医薬品を販売する
20 場合
- ⑩ 新法その他の法令に基づく試験検査のために、試験検査機関に対し、
当該試験検査に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑪ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の原材料とするために、こ
れらの製造業者に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合
- 25 ⑫ 動物に使用するために、獣医療を受ける動物の飼育者に対し、獣医師
が交付した指示書に基づき処方箋医薬品(専ら動物のために使用されるこ

とが目的とされているものを除く。)を販売する場合

⑬ その他①から⑫に準じる場合

なお、①の場合にあつては、可能な限り医師等による薬局等への販売指示に基づき、④、⑤及び⑧の場合にあつては、医師等による書面での薬局等への販売指示をあらかじめ受けておくなどする必要がある。このうち、④及び⑤については、販売ごとの指示は必要ではなく、包括的な指示で差し支えない(第2の2.において同じ。)

また、⑥に規定する船長の発給する証明書については、昭和41年5月13日付け薬発296号「船員法施行規則の一部改正及びこれに伴う船舶備付け要指示医薬品の取扱いについて」の別紙様式に準じて取り扱われたい(第2の2.において同じ。)

2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品について

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品(薬局製造販売医薬品以外の薬局医薬品をいう。以下同じ。)についても、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものである。

このため、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師などの専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としており、1.(2)に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤の交付が原則である。

なお、1.(2)に掲げる場合以外の場合であつて、一般用医薬品の販売による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合などにおいては、必要な受診勧奨を行った上で、第3の事項を遵守するほか、販売された処方箋医薬品以外の医療用医薬品と医療機関において処方された薬剤等との相互作用・重複投薬を防止するため、患者の薬歴管理を実施

するよう努めなければならない。

(中略)

第3 留意事項

1～3 (略)

5

4. その他

(1) 広告の禁止

患者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならない。

10

(以下略)」

(別紙3)

「処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について」(令和4年8月5日付け薬生発0805第23号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

「処方箋医薬品以外の医療用医薬品(薬局製造販売医薬品以外の薬局医薬品をいう。以下同じ。)の販売方法等については、「薬局医薬品の取扱いについて」(平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「薬局医薬品通知」という。)において、薬局医薬品の取扱い及び留意事項等を示しているところですが、薬局医薬品通知の趣旨を逸脱した不適切な販売方法が散見されることから、下記のとおり改めて整理しましたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等へ周知いただき、不適切な事例については指導を徹底されるようお願いします。

記

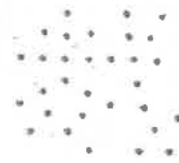
1. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付

処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)によって使用されることを目的として供給されるものであるため、薬局医薬品通知の第1の1.(2)に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤師による薬剤の交付が原則であること。

2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付の例外

(1) 考え方

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売又は授与(以下「販売等」という。)は、要指導医薬品又は一般用医薬品(以下「一般用医薬品等」



という。)の販売等による対応※を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られていること。

なお、販売等に当たっては、(2)の事項を遵守すること。

また、(3)に掲げるような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であること。

※ 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等による対応

同様の効能効果を有する一般用医薬品等がある場合はまずは当該一般用医薬品等を販売等することとし、一般用医薬品等の在庫がない場合は他の薬局や店舗販売業を紹介等するなど、一般用医薬品等の販売等による対応を優先すること。

(2) 遵守事項

ア 受診勧奨

必要な受診勧奨を行った上で、販売等しなければならない。

(中略)

ス 広告

医薬品を使用しようとする者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならないこと。

(3) 不適切な表現

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等は、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限り、次のような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であること。

- ・ 「処方箋がなくても買える」
- ・ 「病院や診療所に行かなくても買える」
- ・ 「忙しくて時間がないため病院に行けない人へ」



- ・ 「時間の節約になる」
- ・ 「医療用医薬品をいつでも購入できる」
- ・ 「病院にかかるより値段が安くて済む」

また、上記に限らず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合以外でも、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できるなどと誤認させる表現についても同様であること。」

争点に関する当事者の主張

1 本件各広告地位確認請求に係る地位の確認の利益の有無 (争点1)

(原告らの主張)

原告らは、次のとおり、処方箋医薬品以外の医療用医薬品に係る広告活動について、①本件各通知のうち一般人を対象とする広告を禁止する部分並びに②令和4年通知のうち不適切な表現の例を挙げて広告の内容及び方法を制限する部分に違反していること又は違反する可能性があることにより、行政指導を受けたり、広告活動に支障を来したりしており、本件各広告地位確認請求に係る地位に現実的な危険や不安が生じているから、上記地位の確認の利益がある。

(1) 原告長澤薬品は、平成28年頃から、薬局医薬品通知の違反を理由として、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を処方箋なしで販売している薬局を狙い撃ちにした極めて執拗な行政指導を受けている。

(2) 原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスは、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を処方箋なしで購入できることが最も訴求したい事項であるのに、本件各通知の違反を理由とする行政指導を避けるため、ホームページにおいて「処方箋がなくても買える」旨の記載を一般用医薬品の広告と同じ字体、同じサイズにして目立たないようにせざるを得ず、広告活動に重大な支障を来している。

(被告の主張)

(1) 薬機法は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品について、一般人を対象とする広告や薬局が提供するサービス（販売方法、販売時間、価格等）に係る広告を制限する旨の定めを設けていないから、法令上、原告らが本件各広告地位確認請求に係る法的地位を有することは明らかである。

(2) 本件各通知は、薬局に対する行政指導を行う場合の基準に係る地方公共団

体に対する技術的な助言（地方自治法254条の4）であり、これを受けた
地方公共団体において、本件各通知に従って事務を処理しなければならない
法律上の義務が課されるものではない。そうすると、本件各通知は、原告ら
に対して広告を禁止する外部効果を有しないから、本件各通知により原告ら
の法的地位に現実的な危険や不安が生じることはない。

- (3) 原告まゆみ薬局及び原告グランドヘルスは、本件各通知に違反し、処方箋
がなくても処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入することができる旨を記
載して一般人を対象とする広告をしているが、これを理由とする行政指導を
受けたことはない。

これに対して、原告長澤薬品は行政指導を受けているものの、薬局医薬品
通知に基づく行政指導は多くなかった上、その態様も適切かつ妥当なもので
あったから、原告長澤薬品に具体的な不利益が生じているとはいえず、原告
長澤薬品に対する行政指導をもって原告長澤薬品の法的地位に具体的な危険
や不安が生じていたとはいえない。

- (4) 以上のことからすれば、本件各広告地位確認請求に係る訴えは、原告らの
権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有
効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものである。

2 原告らが本件各販売地位確認請求に係る地位を有するか否か（争点2）

（原告らの主張）

- (1)ア 薬機法は、処方箋医薬品について、処方箋の交付を受けた者以外の者に
対して、正当な理由なく、販売等を行ってはならない旨の規定（49条1
項本文）を置く一方、処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、その
ような定めを置いていないのであるから、処方箋医薬品以外の医療用医薬
品の販売について処方箋の交付を要しないというべきである。

また、処方箋医薬品については、保健衛生上のリスクが高いことから不
用意に一般の生活者の手に渡り不適正に使用されることがないようにする

必要があるためその販売に処方箋の交付を要するとする理由はあるが、処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、処方箋医薬品と比較して保健衛生上のリスクが低いものが含まれ得ることから（例えば、処方箋医薬品以外の医療用医薬品のうち、「メジコン錠15mg」は、一般用医薬品である「メジコンせき止め錠Pro」と有効成分（デキストロメトルファン）が同一である。）、その販売に当たり一律に処方箋の交付を要とする理由はない。薬機法49条1項は、上記のような処方箋医薬品とそれ以外の医療用医薬品との差異に照らし、処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、処方箋医薬品よりも販売規制を緩やかなものとし、行政規則を含む行政作用による過剰な制限を許さないとする趣旨である。ところが、本件各通知は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売について、原則として処方箋の交付を要するとした上でその例外を「一般用医薬品の販売等による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合」に限られるとしており、その例外が適用される場面が極めて限定的であり不明確である。そうすると、本件各通知は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売について処方箋医薬品に準じた過剰な規制をするものといえる。

イ そして、薬機法は、薬局開設者に対し、薬局医薬品の販売等において、薬剤師に必要に応じて医師等の診断を受けることを勧めさせる義務を課すにすぎないから（薬機法36条の4第1項、薬機法施行規則158条の8第1項7号）、処方箋の交付を受けていない者に処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等を行う場合において、薬局開設者は、常に薬剤師に受診勧奨を行わせる義務を負うものではないし、受診勧奨の必要性の判断は、薬局開設者又は薬剤師において行われるべきである。

ウ 以上のことからすると、原告らは、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を処方箋の交付を受け

ていない者に対して販売することができ、その際には、常に薬剤師に医師の受診勧奨を行わせる義務を負わないか、仮に、必要に応じて薬剤師に医師の受診勧奨を行わせる義務を負うとしても、その必要性判断を原告ら又は薬剤師において行うことができる地位にあるといえることができる。これに反する本件各通知は、薬機法の趣旨を逸脱した過剰な規制をするものであるから、違法であり、無効である。

- (2) 本件各通知は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売について、処方箋に基づく交付が原則であるとしてその例外を極めて限定した上、その販売においては薬局開設者に対して薬剤師に医師の受診勧奨を行わせる義務を負わせるものである。

しかし、処方箋医薬品以外の医療用医薬品は、処方箋医薬品に比べて危険性の低い医薬品として処方箋医薬品として指定されなかったものであるから、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売する権利を制限する必要性は低い。また、本件各通知は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の中には一般用医薬品と同一又は類似の成分で危険性がほとんどないものもあるのに、それらを区別することなく一律に規制するものであり、職業選択の自由に対する強力な制限である上、国民が容易に処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入するという利益を損なうものである。さらに、本件各通知は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売することができる例外的な場合を明確にしていなかったため強い抑止的效果を生ずる。加えて、本件各通知は、一般用医薬品と同一又は類似の成分で危険性がほとんどないものについても販売時に医師の受診勧奨を必須とすることで国民の購入意欲を減退させ、薬局開設者が処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売する機会を奪うものである。その上、本件各通知が存在するために医薬品一次卸会社は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売する者との取引を拒絶することとなり、薬局開設者が処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売を断念せざるを得なくなるという事態も生ずる。

以上のような本件各通知の規制の必要性、内容、程度等を考慮すると、本件各通知は、憲法 22 条 1 項に違反して無効である。

- (3) 以上によれば、本件各通知は、薬機法の趣旨を逸脱し、憲法 22 条 1 項に反する無効なものであり、原告らは、本件各販売地位確認請求に係る地位を有するといふべきである。

(被告の主張)

- (1)ア 薬局医薬品は、要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品であり、要指導医薬品及び一般用医薬品が「需要者の選択により使用されることが目的とされているもの」であることからすると、薬局医薬品は、需要者の選択によって使用されるものではないことは明らかであり、医師等の医療専門家や薬剤師等の専門家の選択によって使用されることが目的とされているものと解される。この薬局医薬品は、その効能及び効果において人体に対する作用が著しく、保健衛生上のリスクが高い医薬品であるところ、このような薬局医薬品を患者の状態に照らして使用することが適切であるかの判断や、その場合の用法・用量の設定は、「医行為」（医療及び保健指導に属する行為のうち、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為）に該当し、医療専門家である医師又は歯科医師のみが行い得るものであって、これを薬剤師が行うことは医師法 17 条に反する可能性がある。確かに、薬局医薬品には薬局製造販売医薬品が含まれており、これは、薬剤師において使用の判断が可能な医薬品であるが、薬機法は、保健衛生上のリスクが高い薬局医薬品について特にこのような類型を設け、その販売に関し、それ以外の薬局医薬品とは異なる規制をしているのである。

以上のことからすると、薬局医薬品から薬局製造販売医薬品を除いた医薬品（医療用医薬品）とは、原則として医師や歯科医師といった医療の専門家によって使用の判断がされる医薬品であるといふことができる。そし

て、医療用医薬品と一般用医薬品等とは、効能・効果及び用法・用量が異なる以上、上記の点は、医療用医薬品が一般用医薬品等と同一の有効成分を持つ場合においても異なるものではない。

イ 前記アに述べたところからすると、薬局開設者が、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売する場合には原則として処方箋に基づいて交付することを要し、薬剤師が実質的に医業を行ったと判断されない範囲で上記医薬品を販売することが許容されるというべきである。そして、医業に当たらない場合であっても、医療用医薬品が保健衛生上のリスクの高い医薬品であることなどからすると、その範囲は限定的に解されなければならないというべきである。

(2) 薬機法及び薬機法施行規則上、薬局開設者は、当該薬局において薬局医薬品の販売等を行うに際し、当該業務に従事する薬剤師に対して「必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること」が義務付けられており、常に薬剤師に医師の受診勧奨を行わせる義務を負わないということとはできないし、受診勧奨の必要性を判断する主体は薬剤師であり、薬局開設者ではない。

(3) 以上のことからすると、原告らは、本件各販売地位確認請求のうち主位的請求及び予備的請求1に係る法的地位を有しないというべきであるし、原告が主張する「処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことができる」地位を認める余地がない以上、本件各販売地位確認請求のうち予備的請求2に係る法的地位も有しないというべきである。

3 本件各通知が国家賠償法1条1項の適用上違法か否か（争点3）

（原告らの主張）

(1) 本件各通知の違法性

本件各通知のうち、①(a) 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等について、処方箋医薬品の場合と同様の「正当な理由」(薬機法49条1項本文)がある場合を除き、処方箋に基づく交付が原則であり、例外として一般用医薬品等の販売等による対応を考慮したにもかかわらずやむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限り処方箋に基づかずに交付することが許されるとする部分、(b) 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等において常に受診勧奨を行うことを要するとする部分、(c) 処方箋医薬品以外の医療用医薬品について一般人を対象とする広告を禁止する部分及び②令和4年通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品について「処方箋がなくても買える」などの表現を使用して消費者等に購入を促すことを規制する部分は、いずれも薬機法の趣旨を逸脱したものであり、①(a)及び(b)の部分は憲法22条1項に、②の部分は憲法21条1項に違反するものである。

ア 本件各通知のうち処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売を規制する部分(上記①(a)・(b)の部分)について

上記各部分が薬機法の趣旨を逸脱したものであり、憲法22条1項に反するものであることは、前記2(原告らの主張)のとおりである。

イ 本件各通知のうち処方箋医薬品以外の医療用医薬品の広告等を規制する部分(上記①(c)・②の部分)について

(ア) 薬機法66条は、消費者の使用を誤らせたり信用を損ったりすることを防止するため、医薬品等の名称、効能等に関して虚偽又は誇大な記事を広告することなどを禁止しているが、一般人を対象とした広告それ自体は規制しておらず、薬機法上、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の広告の対象を規制する規定は存在しない。また、令和4年通知が不適切であるとして制限する表現は、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の名称や効能とは関係がないものであり、同条が規制するものでない上、消費者の医薬品使用を誤らせたり信用を損なわせたりする危険を生じさせるも

のではない。そうすると、本件各通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の広告等を規制する部分（上記①(c)・②の部分）は、薬機法の趣旨に反するものである。

5 (イ) 令和4年通知のうち処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を促す際に使用する表現を規制する部分（上記②の部分）は、処方箋医薬品と処方箋医薬品以外の医療用医薬品との混同を避け、広告を見た者が病院で診察を受ける機会を失うとともに病院の営業の自由を侵害するという事態を防止するという点にあるところ、「処方箋がなくても買えます」など令和4年通知で不適切とされた表現を使用して広告を行ったとしても、
10 処方箋医薬品と処方箋医薬品以外の医療用医薬品の峻別を具体的に明示することで上記の事態を避けることができる。他方で、処方箋医薬品以外の医療用医薬品は危険性がない、又は危険性がほとんどない医薬品であるから、令和4年通知で不適切とされた表現を使用しても国民の生活環境にほとんど影響を及ぼさない。これらのことからすると、令和4年
15 通知のうち処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を促す際に使用する表現を規制する部分は、規制目的達成のための手段として過度なものであって必要性も合理性もないから、憲法21条1項に反する。

(2) 本件各通知の制定についての過失

20 処方箋医薬品以外の医療用医薬品を取り扱う薬局を営む事業者に重大な損害を生じさせる通達を制定するに際しては、そのような事業者や市民の不利益について十分な調査・検討を行う注意義務があるにもかかわらず、本件各通知の制定に際しては、そのような注意義務は尽くされていないから、国家賠償法1条1項の過失がある。

(被告の主張)

25 (1) 前記1（被告の主張）(2)のとおり、本件各通知は、地方公共団体に対する技術的な助言であって外部効果を有しないから、その策定・発出が国家賠償

法1条1項の適用上違法となる余地はない。

(2)ア 公務員の行為について国家賠償法1条1項の違法が認められるためには、当該公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である。

イ 本件各通知のうち処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売に関する部分（原告らの主張する①(a)・(b)の部分）について

本件各通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売に関する部分（原告らの主張する①(a)・(b)の部分）は、前記2（被告の主張）(1)及び(2)の薬機法等の解釈に基づくものであり、薬機法等の法令の趣旨目的と整合性を有するものである。

また、本件各通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等について、原則として処方箋に基づいて交付することを要し、例外としてやむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限り処方箋に基づかずに交付することが許されるとする部分（原告らの主張する①(a)の部分）は、医師法17条の規制を踏まえたものであり、医師法17条が憲法22条1項に違反するものでない以上、上記①(a)の部分も同条に違反するものではない。そして、本件各通知の他の部分（原告らの主張する①(b)の部分）も同条に違反するものとは認められない。

ウ 本件各通知のうち処方箋医薬品以外の医療用医薬品の広告等に関する部分（原告らの主張する①(c)・②の部分）について

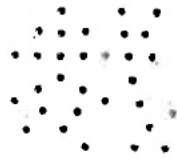
(ア) 本件各通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売について一般人を対象とする広告を禁止する部分（原告らの主張する①(c)の部分）についてみると、医療用医薬品には、その効能及び効果において人体に対する作用が著しく保健衛生上のリスクが高いという特殊性があり、その誤用、濫用を助長し、医薬品の本来の姿を失わせるおそれのある広告を防止する必要性が高い。原告らの主張する①(c)の部分は、このような



理由から、一般人を対象とする広告を禁止するものであって、医薬品の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大防止という薬機法の趣旨目的と整合するものである。

5 (イ) 令和4年通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品について「処方箋がなくても買える」などの表現を使用して消費者等に購入を促すことを規制する部分（原告らの主張する②の部分）についてみると、前記
2（被告の主張）(1)の薬機法の解釈によれば、医療用医薬品は医師の診療の下で使用する事が本来的な在り方であり、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売は例外的な場合にのみ許されるというべきである。原告
10 告らの主張する②の部分は、このような薬機法の解釈に反する広告を行うことが不適切であることを示したものであり、このような技術的助言を行うことは、適正な医薬品の販売の達成のために必要なものであるから、保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うことで保健衛生の向上に資することを目的とする薬機法の趣旨目的に整合する。
15

(ロ) 原告らが処方箋に基づかずに医療用医薬品の販売を行うことを業として行うことはできないことからすると、「処方箋がなくても買える」などの令和4年通知において使用することが不適切であるとされている表現は、真実に反するものであり、保護すべき必要性が乏しいものである。
20 また、上記の表現を使用した広告を放置した場合には、これを見た一般人において医師等の医学的専門家による診療を経ずに医薬品を入手して適切な診療の機会を喪失するおそれがあり、保健衛生上の弊害も大きい。これらのことからすると、令和4年通知のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品について「処方箋がなくても買える」などの表現を使用して
25 消費者等に購入を促すことを規制する部分（原告らの主張する②の部分）が憲法21条1項に違反するということとはできない。



4 原告らの損害の有無及び額（争点4）

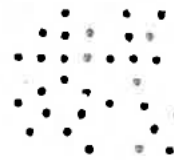
（原告らの主張）

(1) ①原告長澤薬品は、本件各通知により、医薬品の一次卸会社の主要4社から取引を拒まれるため、一次卸会社から医薬品を仕入れて小売業者に卸す二次卸会社との間でしか取引をすることができず、二次卸会社の利益を上乗せした価格でしか医薬品を仕入れることができなかった。その結果、平成29年1月1日から同年12月31日までの間、本来であれば [REDACTED]

[REDACTED]で収まっていたはずの売上原価が [REDACTED]となり、原告長澤薬品は、その差額である [REDACTED]の損害を被った。②また、原告長澤薬品は、本件各通知により、処方箋がなくても医療用医薬品を購入できる旨の広告をすることができなかったため、少なくとも、上記①の期間の売上総利益である [REDACTED]の10%に当たる [REDACTED]の損害を被った。したがって、原告長澤薬品は、本件各通知により上記①及び②の合計額である [REDACTED]の損害を被ったことになる。

(2) 原告まゆみ薬局は、本件各通知により前記(1)と同様の状況となった結果、①令和5年12月1日から令和6年11月30日までの間、本来であれば [REDACTED]で収まっていたはずの売上原価が推計 [REDACTED]となり、その差額である [REDACTED]の損害を被るとともに、②少なくとも、上記①の期間の推計売上総利益である [REDACTED]の10%に当たる [REDACTED]の損害を被った。したがって、原告まゆみ薬局は、本件各通知により上記①及び②の合計額である [REDACTED]の損害を被ったことになる。

(3) 原告グランドヘルスは、本件各通知により前記(1)と同様の状況となった結果、①令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間、本来であれば [REDACTED]で収まっていたはずの売上原価が [REDACTED]円となり、その差額である [REDACTED]の損害を被るとともに、②少



なくとも、上記①の期間の売上総利益である [REDACTED] の10%
に当たる [REDACTED] の損害を被った。したがって、原告グランドヘ
ルスは、本件各通知により上記①及び②の合計額である [REDACTED]
の損害を被ったことになる。

5

(被告の主張)

否認又は争う。



これは正本である。

令和8年9月18日

東京地方裁判所民事第38部

裁判所書記官 大 上 公 男

